

6. ドイツ戦後改革とスポーツの「グローバル化」

高津 勝

1. はじめに

本稿は、第二次大戦中および戦後直後の連合国、とりわけ西側連合国の対ドイツ・スポーツ政策を、スポーツのグローバル化という観点から考察しようとするものである。戦中および戦後直後の連合国による占領スポーツ政策の策定過程については、すでに別の機会に詳しく論じているので⁽¹⁾、ここでは、上述の課題設定とかわかって、今後究明するうえで重要と思われる論点を述べるにとどめたい。

2. 連合国による戦後ドイツ・スポーツ改革の基本的前提

1939年9月のドイツ軍によるポーランド侵攻は、イギリスとフランスの参戦を誘発し、40年末から41年前半に高まりを見せた反ナチ・反ファシズム運動を背景に、この戦争はファシズム対反ファシズムの様相を強め、さらに、41年6月の独ソ戦の開始と同年12月の日米開戦を契機に、枢軸国と連合国による国際的な全面戦争へと拡大した。日本の真珠湾攻撃を契機にして、アメリカは「孤立主義」から「介入主義」に転じ、米英ソ中の4大国による協調的な国際秩序の形成をめざして戦争に加わった。

連合国の戦後構想の出発点をなしたのは、41年8月にローズベルトとチャーチルが交わした8項目の共同宣言であった。のちに大西洋憲章とよばれるこの宣言は、領土不拡大、民族自決、貿易の自由化、社会保障の拡充、ナチ圧政の撲滅と恐怖および欠乏からの解放、海洋の自由、侵略国の非武装化、国際的な武装放棄など、戦後世界のあり方にかかわる基本原則を提唱し、その精神は翌42年1月、ソ連を含む26カ国の連合国共同宣言に取り入れられた⁽²⁾。この憲章は、その一般的性格ゆえ、独自の解釈を許すことになり、ドイツ政

策の具体化にあたって各国に「フリーハンド」を与えることになった⁽³⁾。とはいえ、そこに示された基本原則は、戦後世界の形成に指針的役割を果たすことになるのである。

大西洋憲章の経済的意志は、経済大国をめざすアメリカ外交のグローバルな目標を反映しており、その目論見は、ドルを基軸通貨にして貿易の自由化を図ろうとする44年7月のブレトン・ウッズ協定の成立によって具体化されることになる。戦後、アメリカは、この協定を根拠にして自由主義経済体制の覇者となり、西側連合国のドイツ政策に対して影響力を増大させ、自由主義的な市場経済を基礎にしたドイツ社会の再建と、その基礎をなす「民主主義」的政策を求めていった。

43年1月のカサブランカ米英首脳会議終了時、記者会見でローズベルトが表明した「無条件降伏」要求は、日独伊3国の軍事的潜勢力の完全な破壊、つまり、敵国を軍事的に打倒することによる戦争の終結にとどまらず、その国全体を降伏させること、すなわち、枢軸国の軍事的行動を支えた総力戦体制と、その社会的・経済的・文化的基盤を解体することを含意していた。したがって、第二次大戦後の戦勝国による占領は、敗戦国の社会改革を積極的に推進することになるのである。

「無条件降伏」に加えて、戦勝国による「分割占領」もまた、ドイツ戦後処理を特徴づけ、かつ、その帰趨を大きく規定することになった。分割に関する論議については、ドイツ軍のソ連侵攻後まもなくして始まり、45年2月のヤルタ首脳会議において、「分割占領」「統一管理」に関する下記の原則が最終的に確認された。

1. 4占領地区を画定する。フランス占領地区を米英の占領地区に予定されていた地域から創出する。

2. 連合国の最高管理機関として、ベルリンに

管理委員会を置く。

3. 全面的な武装解除と非ナチ化を通して、ナチズムと軍国主義を根絶する。

4. ドイツが引き起こした破壊と同規模の補償をドイツ人に義務づける。

さらに、この会議では、ポーランド問題をはじめ、東欧の処理について多くの不一致を残しながらも、国際連合(The United Nations)の創設について、とにかく合意を見たのである。

3. ドイツ占領とスポーツ政策

すでに見たように、戦後ドイツ処理に関する連合国の政策は、大西洋憲章(41年8月、および42年1月)、カサブランカ米英首脳会議(43年1月)、さらにヤルタ首脳会議(45年2月)をへて具体化されていった。しかし、そこで決定された事項に関し、連合国の間に完全な見解の一致があったわけではない。米英合同参謀本部(CCS)やヨーロッパ諮問委員会(EAC)、米英連合軍最高司令部(SHAEF)など、首脳会議の下位にあって、占領政策の策定にたずさわる諸機関についても、関係が複雑で、活動も円滑ではなかった。そのことは、連合国間の調整に限らず、一国内の諸機関の関係についても該当した。

連合国の対ドイツ基本政策を決定づけたポツダム協定についても、妥協の産物としての性格をもち、民主化の性格や賠償問題などに関し、さまざまな解釈の余地を残していた。軍事占領期にあって、対ドイツ政策の調整と執行に最高の権限をもつものとして設立されたドイツ管理委員会(ACC)の活動もまた、1948年3月以降、機能を停止するのである。

とはいえ、連合国のドイツに対する非軍事化・民主化政策は、多くの成果を残すことになった。西側連合国の政策動向を中心に、体育・スポーツに関連する主要な諸指令・諸法規を例示すれば、次のようになる。

① CCS指令第551号「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(1944年4月28日)

② SHAEF『対ドイツ軍政ハンドブック』(1944年9月初旬)

③ SHAEF法律第5号「ナチ党の解散」

④ EAC指令案「ドイツにおける教育施設の管理」(1944年9月19日)

⑤ SHAEF指令「敗北または降伏前のドイツにおける軍政に関する指令」(1944年11月9日。11月21日改訂、教育・宗教に関する事項を追加。)

⑥ USGCC(管理委員会アメリカ・グループ)「初期基本計画—ドイツ連合管理と占領(管理委員会期) 教育」(1945年4月10日。そのなかで「軍事訓練の廃止および禁止」を指令。)

⑦ JCS(合衆国統合参謀本)指令1067号「組織的抵抗の停止直後の時期におけるドイツ軍政に関する米英連合軍最高司令部への指令」(1944年9月22日、JCSが承認。9月27日、米政府が承認。さらに1945年4月26日、指令1067/6としてトルーマン新大統領が承認、SHAEFに伝達。)

⑧ 合衆国軍政法律第154号「軍事訓練の廃止および禁止」(1945年7月14日)

⑨ ACC法律第1号「ナチ諸法規の廃止」(1945年9月20日)

⑩ ACC法律第2号「ナチ諸組織の廃止ならびに解散」(1945年10月10日)

⑪ ACC法律第8号「軍事訓練の廃止および禁止」(1945年11月30日)

⑫ ACC指令第23号「ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化」(1945年12月17日)

⑬ ACC指令第24号「公職及び責任ある地位からのナチスならびに連合国の目的に敵対する人物の追放」(1946年1月12日)

⑭ ACC指令第38号「戦犯、ナチス、軍国主義者の逮捕・懲罰および潜在的に危険なドイツ人の拘留・管理・監視」(1946年1月12日)

⑮ ACC命令第4号「ナチおよび軍国主義的文獻ならびに資料の押収」(1946年5月14日)

⑯ 合衆国國務省「ドイツ再教育のための長期政

策ステートメント」(1946年8月21日)

⑩合衆国対ドイツ教育使節団「報告書」(1946年10月12日)

⑪ACC指令第54号「ドイツにおける教育の民主化に関する基本原則」(1947年6月25日)

⑫ACC指令第56号「ドイツにおける成人教育の基本原則」(1947年10月28日)

以上のように、連合国の対ドイツ占領スポーツ政策は、上述したドイツの非軍事化・非ナチ化という包括的な問題領域と密接に関わる諸法規を基礎にしながら、長期的には教育ないし「再教育」政策の枠組みのもとに構想され、遂行されていくのである。

4. ドイツ戦後改革とスポーツの「グローバル化」

上述の諸指令・諸法規によって明らかなように、占領国のスポーツ改革は、全体主義的な国家総力戦体制および戦争そのものに荷担したスポーツに対する批判と反省をふまえて計画されたものであった。そこには、スポーツをめぐる次のような普遍的価値、すなわち、グローバル・スタンダードが存在していたとみなしうる⁽⁴⁾。すなわち、

第1に、スポーツの軍事的利用の禁止、および、スポーツと平和の結合。

第2に、思想・信条(宗教)、政治的党派や人種・民族の相違にもとづく差別の禁止。

第3に、スポーツ組織の自主性の尊重と政治的・権力的介入の禁止。

第4に、スポーツ組織の非集権化と、スポーツのための民主的協力・共同の推進。

第5に、スポーツにおける科学とヒューマニズムの結合。

第6に、スポーツの大衆的な普及と均等な機会の保障、および、そのための自治体によるスポーツの助成と住民参加。

第7に、スポーツをとおしての諸民族・諸国家の友好と連帯、および、狭隘な国家主義・民族主義からのスポーツの解放。

戦後のスポーツに関する上述のスタンダード、つまり、反戦・平和・民主主義の価値を体現するスポーツ理念のグローバルな拡散と定着は、第一次大戦後、国際連盟によって提唱され、第二次大戦後の国際連合によって継承される世界システムの2つの原理⁽⁵⁾、すなわち、第1に、「民族自決権」にもとづく「国民国家」の正当化、第2に、国家の上位に位置づけられた国際的な調整機関が存在することの承認という、2つの原理を発展させようとする努力と軌を一にしていた。すなわち、国際連合の創設に示されるような、4大国を中心とする協調的な世界秩序を構築しようとする試みと努力が、戦後の国際社会とスポーツのあり方をめぐり、下記に示す三様の重層的な発展傾向を生み出していった。

第1の発展傾向は、国際連合の形成・発展とともに、「国民国家」とその国際システムが全地表を被うようになったことと関係する。すなわち、「民族自決権」をもつ「国民国家」が国際システムの構成単位として正当化されることにより、スポーツもまた、「国民国家」を機軸にして国際的に編成される傾向を強めていくのである。

第2の発展傾向は、国家の上に位置づけられた調整機関の存在を各国が承認することによる、「反省的調整」のメカニズム(「反省的モニタリング国家システム」に照応)の形成である⁽⁶⁾。国家を超えて存在する国際的な調整機関のスポーツへのインパクトについては、後年のアパルトヘイトに関する国連決議や、それを受けた各種の国際競技連盟およびIOCの諸決定、さらにUNESCOの国際体育スポーツ憲章(1978年)などによって、その作用が明確になるのであるが、戦後初期の戦勝国のスポーツ政策は、「救世主」的な使命感をもって被占領国のスポーツ現実にインパクトを与え、その未来に対し、影響力を行使しようとしたのである。

第3の発展方向は、「諸個人の権利についての基本的関心が表明され、諸国家自身の市民も含めて、万人の取り扱いにおいて遵守すべき諸基準を守らせることを企画した一団の国際的ルールが創

設」され、「国民国家システム」を基本原則にしながらか、そして、限定的ではあれ、「諸個人や諸集団が国際関係における正当な行為者とみなされ」るようになったこととに連関する⁽⁷⁾。そのような脈絡において、スポーツは、万人の共有財産であるがゆえに、諸個人の権利としても位置づけられうることになるのである。

けれども、考察の対象を第二次大戦後の被占領期ドイツに限定すれば、占領国の間には、管理委員会指令第 23 号の成立過程に見るごとく、占領の当初から、スポーツに関する政策に大きな隔たりがあった⁽⁸⁾。米英仏ソ、とりわけ、米英とソ連との間には、ドイツにおける民主的生活様式の再建に果たすスポーツの役割をめぐる、意見が大きく対立した。そうしたなか、ドイツ人自身によるスポーツの復興運動が、被占領下の諸地域において、占領国の政策的な相違の間隙を縫いながら、多様な展開を見せ始めたのである。したがって、被占領下のドイツにおいて顕在化したスポーツの「グローバリゼーション」⁽⁹⁾は、大戦後の反戦・平和・民主主義の価値を体現しつつ、「アメリカ化」「ソ連化」「ドイツ化」という三極構造のもとで展開していくことになった。すなわち、第二次大戦の集結を契機とするスポーツのグローバリゼーションは、世界的な規模でのスポーツの相互作用や相互依存を活性化させ、普遍的な理念やシステムの形成を促すが、そのことは、必ずしも単一の基準にもとづく同一化や統合・調和を単純には意味せず、その過程には対立や矛盾が存在し、多様な展開を惹起することになったのである。

〔注〕

(1) 拙稿「連合国の対ドイツ・スポーツ政策の形成—戦中期の立案を中心に—」（『一橋大学研究年報 人文学研究 34』1997 年 3 月）。同「戦後ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化—管理委員会指令第 23 号の成立—」（『一橋大学研究年報 人文学研究 35』1998 年 3 月）。

(2) 油井大三郎ほか編『占領改革の国際比較』三省堂、1994 年、7 頁。

(3) クリストフ・クレスマン／石田勇治ほか（訳）『戦後ドイツ史—二重の帝国』未来社、1995 年、21 頁。

(4) 拙稿「バイエルンにおけるスポーツの展開（1945 年～1947 年）—「反ファシズムスポーツ改革のパーспекティブ」『体育史研究』第 6 号、1989 年、35 頁。

(5) 田口富久治・鈴木一人『グローバリゼーションと国民国家』青木書店、1997 年、108 頁、174 頁、参照。

(6) 同上、109 頁。

(7) 同上、175 頁。

(8) 「戦後ドイツにおけるスポーツの制限と非軍事化—管理委員会指令第 23 号の成立—」参照。

(9) グローバリゼーションの概念については、前掲『グローバリゼーションと国民国家』16 頁、251 頁、参照。本稿では、「グローバリゼーション」を、もっぱらスポーツ現象、しかも、第二次大戦と戦後直後の時期に限定している。しかし、グローバリゼーションとは、たとえば、アバデュレイがそれを「エスノスケープ」（人的移動）、「テクノスケープ」（技術の流動性）、「ファイナンススケープ」（資本の流れ）、「メディアスケープ」（情報とイメージの流通）、「イデオスケープ」（イデオロギーと観念の流通）という 4 つの次元で論じているように、もともと、グローバル化した地球社会を包括的に究明するための概念であり、時期的にも、16 世紀以降、いくつかに時期を区切って長期的な視点から論ずるべきなのであろう。したがって、「スポーツのグローバリゼーション」という場合も、本来的には、それらの諸次元との関連において、かつ、時期区分を明確にして論ずることが望ましい。本稿は、そのような作業に対し、予備的な位置を占めるにすぎない。